

9月24日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後3時56分)

2. 応招議員は次の通りである.

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 登太郎	2番	比嘉 定亮
3番	天久 盛雄	4番	比安次 嘉富
5番	石川 眞六	6番	仲石 村國
7番	福嶺 正辰	8番	石又 吉川
9番	福安 里明	10番	又大 仲村
11番	石川 眞得	12番	大仲 宮里
13番	伊佐 眞盛	14番	大仲 宮里
15番	伊佐 眞盛	16番	宮仲 里村
17番	伊佐 眞行	18番	宮仲 里村
19番	武島 眞行	20番	宮仲 里村
21番	古渡 次郎		

3. 不応招議員はなし.

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員はなし.

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである.

市長	島袋 全一	助役	松川 王	総務課長	松里 将	建設課長	松里 善
収入役	沢し 安一	総務課長	松里 山	民生課長	松里 友	衛生課長	松里 誠
財政課長	呉屋 好永	民生課長	松里 大	経済課長	松里 友	建設課長	松里 幸
水道課長	國吉 眞昌	経済課長	松里 大	消防課長	松里 友		
建設課長	島袋 昌	消防課長	松里 大				

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである.

事務局長	宮城 光雄	書記	島袋 某
------	-------	----	------

8. 議事日程は次の通りである.

9月24日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後3時56分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天久盛雄	4番	比安次富盛
5番	石川真六	6番	仲村英正
7番	稲嶺正康	8番	石田弘
9番	安里安明	10番	又吉昇
11番	石川繁得	12番	又大川永
13番	伊佐真昌	14番	仲村喜敏
15番	伊城貞寿	16番	宮里幸助
17番	伊佐貞行	18番	仲里盛光
19番	武島清次郎	20番	仲村盛光
21番	古波威清次郎		

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同数である。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	島袋全一	助役	松川正	義
収入役	沢し安一	総務課長	奥里将	俊
財政課長	呉屋好永	民生課長	当山善	喜
水道課長	国吉真義	経済課長	伊佐友	誠
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁	幸

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長	宮城光雄	書記	島袋真由
------	------	----	------

8. 議事日程は次の通りである。

目程第16 議案第22号 宜野湾市都市計画事業第二地区~~同~~整理
事の施工について

目程第17 諮問第2号 宜野湾市都市計画事業土地地区~~同~~整理施工
規程(第二地区)について

目程第18 諮問第3号 那覇市上水道導水管敷設変更及び当
市内からの取水拡張計画について

目程第21 議案第30号 基本財産積立金の積立停止について

目程第27 議案第23号 1966年度宜野湾市才入才出予算
について

議 長～出席16名であります。市町村自治法の第53条により
まゝて議会は成立しております。よつて只今より本日の
会議を開きます。

議 長～暫休憩致します。(午後~~前~~10時46分)

議 長～再開致します。(午前10時47分)

議 長～議案第22号 宜野湾市都市計画事業第2地区~~土地~~土地
地区~~同~~整理事業の施工については、去つた本会議で経工
常任委員会の方に付託してありましたが、報告書が参つ
ております。その報告書を一応事務局長より朗読せしめ
ます。

議 長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議 長～再開致します。(午前10時50分)

経工委員長～御報告申し上げます。只今事務局長が朗読した通り
でございます。その中の点に付ましては減歩の方法とか
或は又都市計画の内容についても十分に検討致しました
結果原案通り可決すべきものと決定致しております。そ
の儘計画書はお手元に配られておりますのでその儘につ

日程第 16 議案第 22 号 宜野湾都市計画事業第 2 地区画整理事業の施工について

日程第 17 諮問第 2 号 宜野湾都市計画事業第 2 地区画整理施工規程（第 2 地区）について

日程第 18 諮問第 3 号 那覇市上水道導水管敷設変更及び当市内からの取水拡張計画について

日程第 21 議案第 30 号 基本財産積立金の積立停止について

日程第 27 議案第 23 号 1966 年度宜野湾市才入才出予算について

議長～出席 16 名であります。市町村自治法の第 53 条によりまして議会は成立しております。よつて只今より本日の会議を開きます。

議長～暫休憩致します。（午前~~10~~^前10時46分）

議長～再開致します。（午前10時47分）

議長～議案第 22 号 宜野湾市都市計画事業第 2 地区土地地区画整理事業の施工については、去つた本会議で経工常任委員会の方に付託してありましたが、報告書が参つております。その報告書を一応事務局長より朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。（午前10時48分）

議長～再開致します。（午前10時50分）

経工委員長～御報告申し上げます。只今事務局長が朗読した通りでございます。その他の点に付ましては減歩の方法とか或は又都市計画の内容についても十分に検討致しました結果原案通り可決すべきものと決定致しております。その他計画書はお手元に配られておりますのでその他につ

いては御質問にお答えじたいと思っております。只今2枚疊フリップとをお配り致しましたが、これは従来のものでその数字かれこれにおいて不鮮明でございましたので1応制り替えましてお配りしておりますので取り替えてもらう様にお願ひ致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がございませんので質疑を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので質疑を省略し討論に移ります。

議 長～討論を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議 長～議案第22号 宜野湾市都市計画第2地区土地区画整理事業の施行については委員会案通り可決することにご異議ありませんか。

議 長～御異議ありませんので委員会案通り可決することに決定致します。

議 長～次は諮問第2号、宜野湾市都市計画土地区画整理~~ノ~~施行規程第2地区については先の本会議で経工常任委員会の方に付託してありましたが、一応報告書がまいつて~~※~~おります。

議 長～暫休致します。(午前11時12分)

議 長～再始致します。(午前11時14分)

議 長～事務局長をして朗読せしめます。

いては御質問にお答えしたいと思っております。只今2枚程フリンとをお配り致しましたが、これは従来のもものがその数字かれこれにおいて不鮮明でございましたので一応刷り替えましてお配りしておりますので取り替えてもらう様にお願ひ致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がございませんので質疑を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので質疑を省略し討論に移ります。

議 長～討論を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議 長～議案第22号 宜野湾市都市計画第2地区土地区画整理事業の施工については委員会案通り可決することにご異議ありませんか。

議 長～御異議ありませんので委員会案通り可決することに決定致します。

議 長～次は諮問第2号 宜野湾市都市計画土地区画整理~~事業~~施工規程第2地区については先の本会議で経工常任委員会の方に付託してありましたが、一応報告書がまいつて来ております。

議 長～暫休憩致します。(午前11時12分)

議 長～再開致します。(午前11時14分)

議 長～事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時15分)

議 長～再開致します。(午前11時25分)

議 長～経工常任委員長の報告を求めます。

委員長～ご報告申し上げます。只今事務局長をして朗読した通りでございませぬ。本加工規程の場合は、区画整理法並に明治年代の日本の耕地整理法そういつた様な法自体が整備されておられませんので非常にこの内容文案についても理解するのに非常に難点がございまして本文の場合におきましても、上応区画整理を施行するに当つて、特に困難が生じない様に疑問が生じない様にとりてこの観点からしまして語くの訂正が多分にございまして、その質問に対してお答えしたいと思います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時27分)

議 長～再開致します。(午後12時00)

議 長～質疑もつきたようでありますので質疑を終りたいと思ひますが御異議ありませんか。

議 長～質疑がある様でありますので質疑を許します。

4 番～第8号の評議委員の3名を5名に修正してありますが、その理由を御説明願ひます。

委員長～理由と致しましては、3名という人数ではこの評議するに於いて責任において非常に重すぎると云う見解からして5名というものが大体妥当な人数じやないかという見解から3名と5名にふやしてあります。奇数であること云う事はわゆるこの評議において多数決を取るといふ原則に立つた場合奇数でなくちやいかならうと云う考え方でありませぬ。

議 長～暫休憩致します。(午前11時15分)

議 長～再開致します。(午前11時25分)

議 長～経工常任委員長の報告を求めます。

委員長～ご報告申し上げます。只今事務局長をして朗読した通りでございませぬ。本施工規程の場合は、区画整理法並に明治年代の日本の構地整理法そういつた様な法自体が整備されておられませんので非常にこの内容文案についても理解するのに非常に難点がございまして本文の場合におきましても、1応区画整理を施行するに当つて、特に困難が生じない様に疑問が生じない様にとこの観点からしまして語くの訂正が多分にございまして、その質問に対してお答えしたいと思います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時27分)

議 長～再開致します。(午後12時00)

議 長～質疑もつきたようでありますので質疑を終りたいと思ひますが御異議ありませんか。

議 長～質疑がある様でありますので質疑を許します。

4 番～第8号の評価委員の3名を5名に修正してありますが、その理由を御説明願ひます。

委員長～理由と致しましては、3名という人数ではこの評価するという責任において非常に重すぎると云う見解からして5名というのが大体妥当な人数じゃないかという見解から3名5名にふやしてあります。寄数であると云う事はいわゆるこの判断において多数決を取るという原則に立つた場合寄数でなくちやいかないだらうと云う考え方でありませぬ。

4 番～別に根拠はないですが、

委員長～根拠は只今申し上げたのが根拠であります。

4 番～法的根拠は、

委員長～法的な根拠はこれは法にははですれ、3人以上となつておりますので、だから起業者自体3人であれば良いという見解から3の数字を入れたそうです。しかしながら事業主体が特に当番でありますし、そういうた價格の評価というものには非常にむづかしい問題でありますので後2人ふやした方がより効果的じゃないかという考え方から2名ふやしてあります。

4 番～予算とは関係ないですか、もちろんそれは3名から5名に増えますので予算上は多くなります、同この場合は給料でなくしてあくまでも費用の弁償でありますから、御参考までに申添えます。

議長～別に質疑がございませんので質疑を終る事に御異議ありませんか。

議長～異議がありませんので質疑を終ります。

議長～本案に対する討論を許します。

議長～討論を省略せ~~て~~表決に移ります、する事に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議長～諮問第2号 宜野湾市都市計画事業仕地区^{第2地区}国土理施行規程第2地区については、本委員会案通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

4 番～別に根拠はないですが、

委員長～根拠は只今申し上げたのが根拠であります。

4 番～法的根拠は、

委員長～法的な根拠はこれは法にはですね、3人以上となつておりますので、だから起案者自体3人であれば良いという見解から3の数字を入れたそうです。しかしながら事業事業体が特に当初でありますし、そういった価格の評価というものには非常にむづかしい問題でありますので後2人ふやした方がより効果的じゃないかという考え方から2名ふやしてあります。

4 番～予算とは関係ないですか、もち論それは3名から5名に増えますので予算上は多くなります。向この場合は給料でなくしてあくまでも費用の弁償でありますから、御参考までに申添えます。

議長～別に質疑がございませぬので質疑を終る事に御異議ありませんか。

議長～異議がありませんので質疑を終ります。

議長～本案に対する討論を許します。

議長～討論を省略し表決に移ります。する事に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議長～諮問第2号 亘野湾市都市計画事業土地区画整理施行規程第2地区については、本委員会案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ございませんので委員会案通り可決と定致します

議 長～目録に従いまして進行致します。

議 長～次は議案の30号を御準備願います。

議 長～基本財産積立金の積立停止についてを上程致します。

議 長～暫休憩致します。(午後12時08分)

議 長～再開致します。(午後12時09分)

議 長～本案に付ましては継続審議中でありましたのでさらに上程し議題といたします。

議 長～暫休憩致します。(午前10時10分)

議 長～再開致します。(午後12時11分)

議 長～議案30号に付ましては質疑室に討論を省略したいと思
いますがお異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので質疑室に討論を省略して表決に移
ります。

議 長～議案第30号 基本財産積立金停止について表決に移り
ます。

議 長～原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後12時12分)

議 長～ご異議ございませんので委員会案通り可決々定致します

議 長～日程に従いまして進行致します。

議 長～次は議案の30号を御準備願います。

議 長～基本財産積立金の積立停止についてを上程致します。

議 長～暫休憩致します。(午後12時08分)

議 長～再開致します。(午後12時09分)

議 長～本案に付ましては継続審議中でありましたのでさらに上程し議題といたします。

議 長～暫休憩致します。(午前10時10分)

議 長～再開致します。(午後12時11分)

議 長～議案30号に付ましては質疑並に討論を省略したいと思
いますがご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので質疑並に討論を省略して表決に移
ります。

議 長～議案第30号 基本財産積立金停止について表決に移り
ます。

議 長～原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後12時12分)

議 長～再議致します。(午後1時15分)

議 長～午後の会議の最初に諮問3号那覇市上水道導水管敷設変更及び当市内からの取水拡張計画についてを上程致します。

議 長～本案は先に特別委員会の方に付託してありましたが、期間延長要求書がまいつております。1応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時18分)

議 長～再開致します。(午後2時20分)
特別委員会委員長の説明を求めます。

特別委員長～只今事務局長より読み上げた様に所定期間内の調査が出来ておりませんので1応期間の延長を申し上げておきますが今までの1応経過を申し上げておきます。過去2ヶ月間にわたりまして委員会を回した訳であります。が、この間には那覇市が本派開拓をするために送水管の拡張をやつておるといふ面でも市当局並びに議会におきまして前後策をしなければいかんと言ふ事でございしますが、諮問3号によりまして特別委員会に付託なつた訳であります。が、委員会と致しましては取りあへず那覇市の工事をやめさせなければいかんと言ふ訳で当局に対して申し入れられた訳であります。その時に市長職務代理者にある所の松川氏並びに事務局長と私で3名那覇市に文書を持って行つた訳であります。那覇市におきましてはそういう事を検討するのために文書を1応受け取りまして、その当時議会におきまして那覇市から1応前市長時代アソシエートの照会事項を我々は申し出たんですが、と云うこととでありまして文書で返しておると云う様な事がありまして我々その文書もさがした訳であります。が、後でこれはと報告申し上げますが、相当重要な問題を附合せしめておる様であります。これはあくまでも公的文書でなく、向こうから来た文書でありまして、こちらにおきましてはなんら保証してないという事があります。そういう

議 長～再開致します。(午後12時15分)

議 長～午後の日程の最初に諮問3号那覇市上水道導水管敷設変更及び当市内からの取水拡張計画についてを上程致します。

議 長～本案は先に特別委員会の方に付託してありましたが、期間延長要求書がまいっております。1応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時18分)

議 長～再開致します。(午後2時20分)
特別委員会委員長の説明を求めます。

特別委員長～只今事務局長より読み上げた様に所定期間内での審査が出来ておりませんので1応期間の延長を申し上げてあります。過去の2ヶ月間にわたりまして委員会を開いた訳であります。この問題は那覇市が水源開発やために送水管の拡張をやつておるといふ面でも市当局並びに議会におきまして前後策をしなければいかんと云う事でございしますが、諮問3号によりまして特別委員会に付託なつた訳であります。委員会と致しましては取りあえず那覇市の工事をやめさせなけりやいかんと云う訳で当局に対して申し入れた訳であります。その時に市長職務代理者にある所の松川氏並びに事務局長と私で3名那覇市に文書を持って行つた訳であります。那覇市におきましてはそういう事を見討するために文書を1応受け取りまして、その当時議会におきまして那覇市から1応前市長時代アンケートの照会事項を我々は申し出たんですが、と云うことでありまして文書で渡しておると云う様な事がありまして我々その文書もさがした訳であります。後でこれは報告申し上げますが、相当重要な問題を申合せしておる様であります。これはあくまでも公式文書じゃなくて向こうから来た文書でありまして、こちらにおきましてはなんらひ定してないという事があります。そういう

意味合において相手は既許はしてないので郡市としては
 これは認めたとする形で受けている様でありませう。その後
 法向に疑義が生じた時、河原町郡に出したものでありませう。
 まして法務局に対して疑義の照会をいたしましたのでありませう。
 その疑義の照会の内容は、前においで使用した公有水面が
 後米軍の使用する所となり、その後開もなく企業者へ移
 管し今日に至つたが、後開も開も完了してある場合、米軍
 と企業者との譲渡ゆずり受の行為によつて引続き使用する
 事があるか、と云うのと、もう一つはこれは公有水面で
 あります。公有水面が10ヶ年という使用期限が過ぎた
 んだ、これが途半の米軍が法務局によつて古領約行為
 統にまつてやつたが、その種類どうかと云うのと、もう
 水をついておられるが、その種類どうかと云うのと、もう
 1つ旧借借におよび住民使用中の公有水面の譲渡可
 た企業者におよび住民使用期間中なら使用せざるに
 合意の上で水づみ敷の敷地について前又後開の場合、
 法によつて水づみ敷の住民使用を拒む事が出来るか、
 期でありませう。この面は10ヶ年公有水面であつて、
 1部使用しておられる所に於ては、その場合の処置
 て郡市だけが取つておると住民には何と云う云う
 様な現状があるが、法向に良いかどうかで、これは公有
 水面の場合でありませうが、現状の取柄法に基づくまい
 す、これはどうか、前は公有水面の場合のものをとら
 収用法によつて収用される収用並びに使用許可をも
 成であったが、4番目は前収用により使用し、
 られた場合に、後米軍の使用に併し、
 た契約がなされないままに、現在の米軍から譲受した
 使用して使用する場合は、又その変更に伴つて、旧
 もない場合の譲渡者への取手か、さういふ事は、
 ます。これは譲渡された所の処置でありませう。
 法によりませうと云う事は、後10ヶ年以内は、
 にば元の所有者に返してやるべきな
 様になつておりますが、員末の法に

意味合において相手は反論はしてないので那覇市としては
これは認めたといい形で受けている様であります。その後
法的に疑義が生じた問題が沢山ありまして、その面におき
まして法務局に対して疑義の照会を出したのであります。
その疑義の照会の内容は戦前において使用した公有水面が
戦後米軍の使用する所となり、その後間もなく企業者へ移
管し今日に至つたが、使用期間が満了している場合、米軍
と企業者との用途ゆすり受の行為によつて引続き使用する
事が出来るか、と云うのと、もう一つはこれは公有水面で
あります。公有水面が10ヶ年という使用期限が過ぎてお
るんですが、これは余中米軍が法行為によつて占領的行為の
続にまつてやつた行為がそのまま譲渡によつて那覇市が
水を使用しておるが、その権利はどうかと云うのと、もう
一つ旧慣例により住民使用中の公有水面の使用認可を受け
た企業者において使用期間中なんら使用せず放置された場
合の使用権の帰属について尚又使用の場合困りその他の方
法によつて同水面の住民使用を拒む事が出来るかという質
問であります。この面は10ヶ年公有水面であつて、この使用
期間中戦後それは放置しておるんですが、その場合の処置或
は1部使用しておる所の部分におきまして、処が困りをし
て那覇市だけが取つておると住民には使わせてないと云う
様な現状があるが法的に良いかどうかですね、これは公有
水面の場合であります。現状の収用法に基づく収用源の
場合はどうかこれは共有地或は私有地の場合でございます
す。これはどうか、前のは公有水面の場合のものでこれは
収用法による収用された収用並びに使用許可をもちつた地
域であります。4番目は戦前収用により収用し事業の施設
をなしたが戦後米軍の使用に伴い施設に1部の変更が加え
られた場合新たに設置された場所において収用例に基づい
た契約がなされない間に、現在米軍から譲受した企業者が
使用している場合の処置又その変更に伴つて、旧場所が不
使用とみなされるようになつたが買受権者に対する通知告
示もない場合の買受権者の取るべき処置、そういう事であり
ます。これは放置された所の処置でありましてこれは収用
法によりまして収用されてから20ヶ年後は放置した場
合には元の所有者に通知をして返えさなけりやいと云う
様になつておりますが、日本の法によりましてこれは5年

以内の有効期間でありますから、沖縄法にはその期間がない訳であります。そういう面の疑義ですね。戦前の取用令の適用を戦後によつて中断されたと思うが、1952年立法までの間における経過措置、これは何ら法の中断があつたかどうかという面でありますが、これは後で聞いた事でありますが、法の中断はないそうであります。6番目が取用法に基づいて使用した水源地が、自然或は人為的な作用によつて取水が出来なくなつて新たな水源を開発する場合例えばそれが一部の変更の場合でも、他市町村内においては当然自治法143条の規定により、当該市町村の議会の議決を要すると思われがどうか。これは他市町村に施設をする場合にはその市町村の議会の議決がいるという事でありますが、これはあくまでも住民に利害を及ぼす或は関係する場合という事になつておりますが、そういう手続をふんでないのでもう一つの事があるか、もう一件は軍用地内における備置が可能であるか、どうか、それから又同条軍用施設内に設置する軍の了解によつて設置された場合、開放なつた場合には、それは地主の意志で撤去出来るかどうかといふ様な法の解明を法務局にお願ひした訳であります。それは管轄が建局だといふ訳で、この前24日に一応呼ばれて法の見解をある程度、貴方々の聞かんとすよる所はどこかという面でも説明を受けた訳でありまして、ちよ度同じ問題が、項目は違いますが那覇市から疑義照会が来ておりまして、その解明がそうとう日時を要すると、しかし法務局におきましては、あくまでも行政的指導の面までしか出来ないと、それがどうだといふ指導決定事項にまでは指導は出来ないと、いふ事でありまして、那覇市の出た面も合せて今研究しておるから、この面に凶おきましては、具体的にもう少し我々が分り安い様に凶面を送つてその関係課との質問を出してくれといふ様な要望も24日に受けておりまして、後で委員会を開いてやろうといふ訳でちよ度前定の例会に本定例会まで報告する様に我々は受けた訳であります。そこまで政府からの疑義がまだ回答がございませぬので、委員会の審査が統行出来なかつたので、次の定例会までの期間の

延長を申出たいという訳です。

議 長～暫休願いたします。(午後2時30分)

議 長～再開いたします。(午後2時33分)

議 長～本案につきましても、質疑討論を省略しまして表決に付します。

議 長～本案についての審査期間延長を認める事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に付きましては審査期間延長を認める事に決定いたします。

議 長～議案第23号、1966年度宮崎県庁入才出才予算についてを上程いたします。

議 長～暫休願いたします。(午後2時34分)

議 長～再開いたします。(午後2時52分)

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～暫休願いたします。(午後2時53分)

議 長～再開いたします。(午後2時54分)

市 長～施政方針で申し上げました様に本年度の市行政を運営するに当たりまして別紙のとおり予算を提案した訳であります。これに付きましても、また暫定予算で済まして、予算の執行上でも困つておられないので、提案するだけ早め御審議いただきませう。お願ひ申し上げます。更に各款項目に付きましても、助成の方から御説明をさせていただきます。以上であります。

延長を申出たいという訳です。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時30分)

議 長～再開いたします。(午後2時33分)

議 長～本案につきましては、質疑討論を省略しまして表決に付します。

議 長～本案についての審査期間延長を認める事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案につきましては期間延長を認める事に決定いたします。

議 長～議案第23号、1966年度宜野湾市才入才出予算についてを上程いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時34分)

議 長～再開いたします。(午後2時52分)

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時53分)

議 長～再開いたします。(午後2時54分)

市 長～施政方針で申し上げました様に本年度の市行政を運営するに当りまして別紙のとおり予算を提案した訳であります。これに付しましては、まだ暫定予算でありまして、予算の執行上でも困っておりますので、出来るだけ早めに御審議いただきます様、お願い申し上げます。更に各款項目に付しましては、助役の方から御説明をさせたいと思っております。以上であります。

助 役～只今市長の方から新年度予算についての大綱の御説明が
ございましたが、一応予算全体に対する総括的な説明を
やつてみたいと思えます。今回の予算は御承知の様に暫
定3ヶ月間の予算がございまして、通常の会計年度でし
たら3ヶ月後という事になりますとほとんど追加更正の
段階である。と申し上げますのは8月でもつて一応前
年度の決算が帳簿上に整理される訳でありますので、8
月後前年度の結果が出て後に一応年度の当初における追
加更正というのがなされると、今回は予算そのものにお
いては通常予算であります。そういうふうな時期的に
一応決算期も過ぎた後の予算であるというふうな事から
内容的には通常の年度における最終的或は初会の更正的
な中味も含まれた通常予算であるというふうな状態にな
つております。そのために総予算からいたしますと、約
50万\$通常の予算に比較いたしまして17万\$の増にな
つております。当初予算対当初予算の比較で行きます
と17万\$余りの増になつておると、これは今申し上げ
ました様な時期的のいわゆる通常予算編成の時期が現時
点で、いわゆる前年度の決算を過ぎた時期に通常予算が
組まれたというのが、主な原因でございます。内容から
申し上げますと1款の方では約15,000\$の増、この方は
課税の客体のはあく、その他従来以上に一応客体はあく
については充分なさておる訳であります。去つた2～
3日前の本会議で可決していただきました様に今回所得
税法が改正されまして、それに関連する市町村税の中の
いわゆる市民税が一応税額が減つてくるといわゆる減税
された。と、所得税の減税に付帯いたしまして、市町村
税のおのずから減税の対象になつてくるといふような点
から伸びにおいては15,000\$の増という様な状態になつ
ております。それから交付税がありますが、交付税につ
いては今回は政府においても通常の300万\$内外から35
～60万\$というふうにして交付税自体の絶対量が増えて
来ましたので、一応需用に対して交付税需用額に対する
基準がすでに去つた立法院で可決されております。そし
てそれに基いた、いわゆる算定で、只今交付税で少々
まだ数字において多少の懸案がございますのは、交付税
の最終決定が12月でございます。そして12月には政
府のいわゆる所得税が政府において各市町村別の所得税

が、入つてきま大政買
 解の体ざ領す、今度の買
 定の毎しと要す、商後の法
 の入か定まは、部大
 が、して算お中、そのに、大
 す、意味が、付税おゆる、ゆ、
 入の、その、交税にわ、府提、
 り、入、思、別、考、入、い、
 政、取、と、則、す、に、取、い、
 財、の、る、と、す、に、財、上、
 準、来、は、ま、す、い、ま、ふ、
 れ、差、来、は、ま、す、い、ま、
 さ、る、て、違、た、と、い、う、
 定、め、つ、た、ら、い、は、る、
 調、わ、な、ら、資、料、の、
 応、い、に、算、か、資、料、の、
 一、の、料、積、び、明、た、の、
 が、定、多、の、算、理、第、
 税、決、は、存、予、理、第、
 付、の、な、予、理、第、
 交、附、の、な、予、理、第、
 の、実、質、計、上、入、の、増、で、
 が、入、つ、て、き、ま、大、政、買、
 解、の、体、ざ、領、す、今、度、の、買、
 定、の、毎、し、と、要、す、商、後、の、
 の、入、か、定、ま、は、部、大、
 が、、し、て、算、お、中、、その、に、
 す、、意味、が、、付、税、お、
 入、の、、その、、交、税、に、
 り、入、思、別、考、入、い、
 政、取、と、則、す、に、取、い、
 財、の、る、と、す、に、財、上、
 準、来、は、ま、す、い、ま、ふ、
 れ、差、来、は、ま、す、い、ま、
 さ、る、て、違、た、と、い、う、
 定、め、つ、た、ら、い、は、る、
 調、わ、な、ら、資、料、の、
 応、い、に、算、か、資、料、の、
 一、の、料、積、び、明、た、の、
 が、定、多、の、算、理、第、
 税、決、は、存、予、理、第、
 付、の、な、予、理、第、
 交、附、の、な、予、理、第、
 の、実、質、計、上、入、の、増、
 が、入、つ、て、き、ま、大、政、買、
 解、の、体、ざ、領、す、今、度、の、
 定、の、毎、し、と、要、す、商、後、
 の、入、か、定、ま、は、部、大、
 が、、し、て、算、お、中、、その、
 す、、意味、が、、付、税、お、
 入、の、、その、、交、税、に、
 り、入、思、別、考、入、い、
 政、取、と、則、す、に、取、い、
 財、の、る、と、す、に、財、上、
 準、来、は、ま、す、い、ま、ふ、
 れ、差、来、は、ま、す、い、ま、
 さ、る、て、違、た、と、い、う、
 定、め、つ、た、ら、い、は、る、
 調、わ、な、ら、資、料、の、
 応、い、に、算、か、資、料、の、
 一、の、料、積、び、明、た、の、
 が、定、多、の、算、理、第、
 税、決、は、存、予、理、第、
 付、の、な、予、理、第、
 交、附、の、な、予、理、第、
 の、実、質、計、上、入、の、増、

が一応調定される訳であります。その調定額が交付税との、いわゆる基準財政収入額ですか、その収入額の決定資料になつて来るので、その意味で収入額については多少積算の相違はあると思いますが、しかし総体的な枠の伸びからいたしますと別紙で添付してございます。予算説明資料にございます。交付税の算定要領で大体は理解いただけるというふうに考えております。それから第3款の公営企業及び財産収入においては、今度政府の方で従来の土地の買い上げ、いわゆる中部商業の買い上げであります。この方が政府提案、その後の立派における調整でもつて説明書にございます様に、大体3万\$位の見込みがなされておるというふうな資料が得られておりますので、そういう面の増が主体でございます。それから、その外政府支出金、これは日政援助が増大して来て新たにそういう工事関係の資料費用が特に多くなつて来たというふうな事でありまして、それから繰り入れ金でございますが、この方は水道特別会計を発促させる場合にその場合に一般会計から繰り出してございましたので、大体水道事業においてもき道に乗つておるというふうな、き道に乗りつつあるというふうな事で、財政的には還元しても大丈夫だというふうな見通しの下に、特別会計からの繰り入れがあると、他会計からの繰り入れが、15,000\$余り13,000\$ですか、そういうふうな繰り入れが新たに加わつて来た。それからこの通常予算で繰越金等の場合は通常の年は6月においては概算というものが立てられませんのでほとんど費目存置になつておりますが、決算終了時期という意味から18,000\$余りが繰越として当初予算に計上された。それから市債が今申し上げました50,000\$大体以上が才入の主な伸びでございます。そういたしますとちよつと繰り返えす様でございますが、才入全般からいたしますと、通常のいわゆる第1回目の更正時期にひつてきする様な状態の通常予算であるというふうな事で170000\$の増というふうになつておりますが、これは今時期的にそういうふうな当初予算で普通計上不可能な内容まで計上出来たという状態にございます。そういたしますと実質的な計上、収入の増というのは、いわゆる税と交付税それから寄附金こういうのが実質計上収入の増でございます。これを財源別に検

討いたしきすと、この財源の見方は色々ございませすが、
予算説明資料の3枚目にございませす。自己財源と本財
源の見方は大体自己財源として72%、それらから
依存財源が28%と大体そういふうな割合の収入財
源になつておられます。ここで問題になりませすのは自己財
源と依存財源の見方でありませすが、市町村交付税、こ
の方は見方によつては依存財源だといふうな見方もござ
いませすけれども、しかしこれは法律的に当然財政需
がたいといふ、いわゆる財政需が多すぎたりせんで
ないといふうな法律的にもらえるなつておられませ
又政府もこれは支給するがございませすので、任
ども本土の市町村の見方、それからいふう所にお
もういふうな内容で財源別に取らせと今申し上げ
72%と28%位いふ比率に行つておられませす。予
算内容にございませすが、一応暫定予算7月、8月、9
月中にございませす。執行の状況が予算執行状況に
定予算が約62%、64~5%の予算執行状況にござ
方ませす。この方は9月の提議の執行の進みだとい
ませす。これが大きく予算の左右しおられませす。
4款の土木費の52,000\$を左に當りませす。暫定
で計上を認めたいだきまを区に當りませす。暫定
第2工区でやか、そこの日改費の約10%を左に當
的に9月までに、は左に當りませす。暫定
パーセントで入に當りませす。暫定
なるにつれおられませす。尚ほは支出の状況
げませす。支出に當りませす。暫定
良く予算管の場合には経費の別才出の予算計
析が非常に重要な課に、題につてございませ
でございませす。別表6でございませす。この

討いたしますと、この財源の見方は色々ございしますが、
予算説明資料の3枚目にございします。自己財源と基本財
源の見方この方は大体自己財源として72%、それから
依存財源が28%と大体そういうふうな割合の収入財政構
成になつております。ここで問題になりますのは自己財
源と依存財源の見方でありまして、市町村交付税、こ
の方は見方によつては依存財源だというふうな見方もご
ざいしますけれども、しかしこれは法律的に当然財政需要
がたりない分、いわゆる財政需要が多すぎて収入がたり
ないというふうな法律的にもらえる事になつております
又政府もこれは支給する義務がございしますので、ほとん
どの本土の市町村の見方、それからそういう所において
も大体自己財源という見方で取り扱われております。そ
ういうふうな内容で財源別に見ますと今申し上げました
72%と28%位いの比率に行つておるといふふうな予
算内容になつております。それからこの予算説明資料の
中にございしますが、一応暫定予算7月、8月、9月の暫
定予算に対する執行の状況が示してございしますが、この
方が約62%、64~5%の予算執行状況になつており
ます。この方は9月の提案当時の12日現在でございま
すが、約60%位いの執行済みだといふふうな事であり
ます。これが大きく予算の%を左右しておりますのは、
4款の土木費の52,000\$この方は当初予算で暫定予算
で計上を認めていただきました区画整理地の第2地区の
第2工区ですか、そこの日政援助による道路こればかり
的に9月までには間に合わなかつたといふふうな事が、
パーセンテージを左右しておる大きな内容になつており
ます。それで才入においては大体以上が総括的な内容にな
つております。尚細部については又御質疑にお答えす
る事にいたしまして次は支出の主な状況を御説明申し上
げます。支出については総括的な面を申し上げますと、この
良く予算審議の場合には経費別の才出予算の状況、いわ
ゆる経常的な計費と、それから投資的な計費そういう分
折が非常に重要な課題になつて来る訳であります。それ
でこれも予算説明資料の3でございしますが、一般会計の
才出款別総括表6です。経費別才出予算、比較表この6
でもつて大体何してあります。この方もちよつと補足を

申し上げたいのは多少見方というものがあるいわゆる経
 常的な計費であるという見方、それから投資的な計費で
 あるという見方、色々あると思いますが、その内分れと
 いたしまして計上の計費は人権費、それから事務的経
 常費、この方は旅費とか交際費或はそういうふうな必
 須的なものであります。通常上のものは人件費、これは人
 件費的経常費、それからその他行政運営費、それから交
 際費、今度ば負担金、補助金この場合の何は通常の団体
 補助金であります。それから投資的計費では工場費、建
 設費であります。原材料費、施設費それから積立金これ
 は財産関係の増成積立金であります。それから繰替金、そ
 れから負担金、補助金この方は例えは経済関係の、いわ
 ゆる産業奨励の補助金とか或は投資的な補助金、衛生及
 産業費、衛生工事或はあそび場とか、そういうふうな補
 助金、これは投資的計費という見方であります。それ
 から委託料これは建設関係の区画整理事業を行う前のそ
 の前の段階における計画図面作成、或は測量その他の委
 託料であります。それからその他というふうにして、分
 類してございしますが、こういう比較率で行きますと大
 体 260,000\$ に **対**して 240,000 \$ の投資的計費、これ 29
 0,730 \$ になつておられますが、240,730\$ であります。と
 いうふうな予算内容になつておられます。才州における経
 常的経費と投資的計費の分類においては 260,000 \$ に対
 して 240,000 \$ 位いの増になつておられます。というふうな
 内容になつておられます。それから款別に御説明申し上げ
 ますと第 1 款においては特に変わった増或は減はござい
 ませんが、只給与の改善それは総ての給与の改善でございま
 すが、主な増になつておられます。それから役所費にお
 いては **改善** 費のいわゆる庁舎の改築費、この方に 27,000\$
 の庁舎改築を行うというのが 2 款の後、所費全体から見ま
 した場合は大きな予算の増になつておられます。それから
 3 款の消防費におきましては、多年の懸案でございま
 したひる、夜警の半數交代制、現在 9 名の職員を冬期
 止まだ 9 名欠員がございまして、後 3 名増員いたしま
 してひる、夜を通しての 24 時間勤務の半數交代制に消
 防態勢を切り替へて行つたという点、それから今度ば、
 消防補助、政府補助による消防車の購入、施設費でござ
 います。この方が約 55% から 60%、その金額につい

申し上げたいのは多少見方というもののあるいわゆる經常的な計費であるという見方、それから投資的な経費であるという見方、色々あると思いますが、その内分けといたしまして計上の計費は人権費、それから事務的經常費、この方は旅費とか交際費或はそういうふうな部分類のものであります。通常上のものは人権費、これは人権費的經常費、それからその他行政運営費、それから交際費、今度は負担金、補助金この場合の何は通常の団体補助金であります。それから投資的計費では工事費は無論であります。原材料費、施設費それから積立金これは財産関係の増成積立金であります。それから繰替金、それから負担金、補助金この方は例えば経済関係の、いわゆる産業奨励の補助金とか或は投資的な補助金、衛生費事業費、衛生工事或はあそび場とか、そういうふうな補助金、これは投資的計費という見方であります。それから委託料これは建設関係の区画整理事業を行う前のその前の段階における計画図面作成、或は測量その他の委託料であります。それからその他というふうにして、分類してございますが、こういう比較率で行きますと大体260,000\$に体して240,000\$の投資的計費、これ230,730\$になつておりますが、240,730\$であります。というふうな予算内容になつております。才出における經常的経費と投資的計費の分類においては260,000\$に対して240,000\$位いの増になつております。というふうな内容になつております。それから款別に御説明申し上げますと議会費においては特に變つた増或は何はございせん。只給与の改善それは総ての給与の改善でございしますが、主な増になつております。それから役所費においては榮善費のいわゆる庁舎の改築費、この方に27,000\$の庁舎改築を行うというのが2款の役所費全体から見ました場合の大きな予算の變換になつております。それから3款の消防費におきましては、多年の懸案でございまして、夜兼行の半数交代制、現在9名の職員を条例上まだ9名欠員がございしますので、後3名増員いたしまして、夜を通しての24時間勤務の半数交代制に消防態勢を切り替えて行つたという点、それから今度は、日政援助、政府助成による消防車の購入、施設費でございします。この方が約55%から60%、その金額につい

ては説明書にございますので、そういうふうな施設費の
新たな事業、この2点が3款の消消費における予算の経
往来との大きな変つた点でございます。それから4款の
土木費におきましては、各目別に沢山変つた点がある訳
でありませんが、こちらの方で4款の1項道路橋梁費の1
目の道路維持修繕費、こちらにおいては原材費と工事
請負費、これは市の直管工事でございます。それから2
目の道路新設改良費、これに政府助成事業が2ヶ所で市
の単独工事が10,000\$というふうに計上されたのが、新
らしい内容であります。それから橋梁新設費においても
往來橋敷から陳情のありました学校道路の橋梁、この工
事関係が新たに計上されております。それから需要費
調査費都市計画費、2項の都市計画では施政方針にもと
ざいました様に24節の工事請負費に1,300\$の市単
独工事が計上されております。尚ほこれの内訳については又
後で御質疑にお答えしたいと思ひます。それから3目を
新たに設定いたしました区画整理事業費をこちらの方に
計上しておると、8,636\$の新目を設定したというふう
な内容の違いがあります。それから5款におきましては
御承知の様にこれも多年の懸案でありました保言所関係
6項の保言所費を新たに項目設定いたしました保言所の
管理費と、それから保言所新設費を計上してございます
この保言所管理費は保言所完了が4月の予定で約10月期
の準備期を置きまして5月から開始する予定の予算額
算計上であります。それから負担金及び補助金でこの
大増増額になつております。数字的には6,600\$の増に
なつておりますが、この内容は去年の途中の追加更正で
申して来きました市債と関連をします。申部商議地降入
の市債を関連をします。教育委員会補助金、そして
才入でもつてまだ教育委員会からの、いわゆる貸付料と
して受けるというふうなものが、いわゆる当初予算に
計上されたというのが大きなき増になつております。それ
から保言衛生費、保言衛生費におきましては、換給費の
所に新たに衛生施設関係の費用を計上したというのが、
主な増額の内容になつております。その外懸念都市計画
費の新たに項目を新設を行つたという事でございませ、
この懸念都市推進費に付しましては、その推進に付する
る事業というものは予算の各項目に組まれる訳でありま

ては説明書にございますので、そういうふうな施設費の新たな事業、この2点が3款の消防費における予算の繰り来との大きな変つた点でございます。それから4款の土木費におきましては、各目別に沢山変つた点がある訳でございますが、こちらの方で4款の1項道路橋梁費の1目の道路維持修善費、こちらにおいては原材料費と工事請負費、これは市の直営工事でございます。それから2目の道路新設改良費、これに政府助成事業が2ヶ所で市の単独工事が10,000\$というふうに計上されたのが、新しい内容であります。それから橋梁新設費においても従来嘉敷から陳情のありました学校道路の橋梁、この工事関係が新たに計上されております。それから需要費調査費都市計画費、2項の都市計画では施政方針にもございました様に24節の工事請負費に1,300\$の市単独工事が計上されております。尚これの内訳については又後で御質疑にお答えしたいと思います。それから3目を新たに設定いたしましたして区画整理事業費をこちらの方に計上しておると、8,636\$の新目を設定したというふうな内容の違いがあります。それから5款におきましては御承知の様にこれも多年の懸案でありました保育所関係6項の保育所費を新たに項目設定いたしましたして保育所の管理費と、それから保育所建設費を計上してございます。この保育所管理費は建設完了が4月の予定で約10月間の準備期間を置きまして5月から開所する予定の予算積算計上であります。それから負担金及び補助金でここで大變増額になつております。数字的には6,600\$の増になつておりますが、この内容は去年の途中の追加更正で出て来ました市債と関連いたします。中部商業敷地購入の市債と関連いたします。教育委員会の補助金、そして才入でもつてまだ教育委員会からの、いわゆる貸貸料として受けるというふうなあの何かが、いわゆる当初予算に計上されたというのが大きな増になつております。それから保健衛生費、保健衛生費におきましては、清掃費の所に新たに衛生施設関係の費用を計上したというのが、主な増額の内容になつております。その外健康都市推進費の新たに項目を新設を行つたという事でございます。この健康都市推進費に付しましては、その推進に付帯する事業というものは予算の各項目に組まれる訳であります。

すが、これは健康都市推進をするための運営費的分野をこの項目に計上したという新たな項目設定であります。それから産業経済費、産業経済費で主な変つた点は第1項の産業振興費、産業振興費の方で共進会の持方を變えた予算の積算計上をしたということが産業振興費の所で金額において増額した大きな内容になつております。それと新たに又区共進会奨励費計上、それから4項の商工観光費、この方が従来商工会に対する前年度においては2,500\$の増になつたが、補助だつたのが全体的に8,000\$余の予算が新たに計上されたと、これは補助金だけじゃなしに観光事業費を新たに設定、それから講習会、商工展示会、それから商工業実態調査、街路じゆ植さい費、それから街路灯設置奨励費、それから行車誘致費、これは説明書で後で又補増足申し上げます。行車誘致費、市内にいわゆる全域的な行車、そういうのを極力誘致して市の商工業の進展を凶るといふような行車の誘致、そういうのが新たな目設定となりまして約5500\$の商工観光費に対する増額といふような予算計上になつております。それから8款の財産費でございしますが、この方は土地購入費というのが、新たに計上されたと、それでこの土地購入費は予算説明にもございす様に保育所、それからあそび場、それからいれいのとう建立用地、そういうものの福祉施設の建設用地として、土地購入費が23,000\$計上されたというのが財産費の主な新たな計上でございす。それから選挙費については、これは管理費と、それから市長選挙費、この方は實質的に使つた残り、残りをここに計上いたしております。それから立法院選挙費の場合には、これは予算上は市の予算に計上する訳であります。費用自体は政府の方から全部委託すると、トンネルの計上でございす。次の10款でございす。この公債費これは御承知の様に従来この予算に比較いたしませと32,000\$の増になつております。この内容は中部商業債の30,000\$、それから今回新たに起債いたします。50,000\$に対する元金利息、それから従来既設すでに起債されております。と場債、市場債が最終年度であります。今年度まで計上すると主なもの増額の内容は当初予算に比較いたしますと、中部商業の土地買入債の償還、それから今年度の50,000\$の市債

に対する増量が主な物になっております、それから11款の諸支出金こちらで増額になっておりますのは、3項雑出の事務委託費、こちらの方で補助金という段がございますが、この補助金の中に従来の行政区再編によつて新たに新設された4、行政区がございますが、その行政区を年度計画でもつて事務所建設の費用をするというふうな事で今年度の11項所分がこちらに追加計上されております、11款においてはそういう面が今回の予算の新たな計上の内容になっております、総括いたしまして約50万\$の総予算になつておるといふふうになつておりますがここでちよつと申し上げたいのは今回は計上予算、いわゆる当初予算の計上予算でございますが、7月8月9月のいわゆる暫定予算をきりかへする新たに、この予算にきりかへする計上予算でございますがそれを暫定予算の中ですでに執行済み、その他の分も総てこの予算にきりかへして、そして新年度の予算として総括的な運用をして行くというのが今回の予算の主な内容でございます、なるべく詳しい説明はそういう細部については御質問にお答えした方が良く思いますので、一応概略、総括的な予算の説明を打ち切らせていただきます、よろしく御答をお願ひします。

議長 長〜暫休願ひいたします。(午後3時24分)

議長 長〜再開いたします。(午後3時35分)

議長 長〜本案に対する質疑を求めます。

議長 長〜暫休願ひいたします。(午後3時36分)

議長 長〜再開いたしません。(午後3時55分)

議長 長〜本日の日程は全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会談を終ることいたします。尚明日は午前10時より会談を開くこといたします。

議長 長〜散会(午後3時56分)

に対する償還が主な増になつております。それから11款の諸支出金こちらで増額になつておりますのは、3項雑出の事務委託費、こちらの方で補助金という段がございしますが、この補助金の中に従来の行政区再編によつて新たに新設された4、行政区がございしますが、その4行政区を年次計画でもつて事務所建設の援助をするというふうな事で今年度の1ヶ所分がこちらに追加計上されております。11款においてはそういう面が今回の予算の新たな計上の内容になつております。総括いたしまし約50万\$の総予算になつておるといふふうになつておりますがここでちよつと申し上げたいのは今回は計上予算、いわゆる当初予算の計上予算でございしますが、7月8月9月のいわゆる暫定予算をきゆう収する新たに、この予算にきゆう収する計上予算でございします。それで暫定予算の中ですでに執行済み、その他の分も総てこの予算にきゆう収して、そして新年度の予算として総括的な運用をして行くというのが今回の予算の主な内容でございします。なるべく詳しい説明或はそういう細部については御質疑にお答えした方が良くと思いますので、一応概略、総括的な予算の説明を打切らせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時24分)

議 長～再開いたします。(午後3時35分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時36分)

議 長～再開いたします。(午後3時55分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。
尚明日は午前10時より会議を開くことにいたします

議 長～散会(午後3時56分)